

議案第 56 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）5 月 25 日提出

・宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例

（宝塚市市税条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市市税条例（昭和 29 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第 5 号中「、第 4 項又は第 19 項」を「又は第 31 項」に改め、同条第 6 号中「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」を「第 321 条の 8 第 34 項及び第 35 項」に改める。

第 20 条の 2 中「及び第 4 項」を削る。

第 24 条第 5 項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第 33 条第 2 項の表第 1 号において「収益事業」という。）」を加え、「第 33 条第 2 項の表の第 1 号」を「同号」に、「第 50 条第 10 項から第 17 項まで」を「第 50 条第 9 項から第 16 項まで」に改める。

第 25 条第 1 項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第 33 条第 2 項の表第 1 号才中「第 292 条第 1 項第 4 号の 5」を「第 292 条第 1 項第 4 号の 2」に改め、同条第 3 項中「、同項第 2 号の連結事業年度開始の日から 6 ヶ月の期間若しくは同項第 3 号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第 4 号」を「若しくは同項第 2 号の期間又は同項第 3 号」に改める。

第 35 条の 2 中「第 12 項」を「第 11 項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第 7 項」を「第 6 項」に改める。

第 37 条の 2 第 1 項ただし書中「第 314 条の 2 第 5 項」を「第 314 条の 2 第 4 項」に改める。

第 50 条第 1 項中「第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項」を「第 31 項、第 34 項及び第 35 項」に、「第 10 項、第 11 項及び第 13 項」を「第 9 項、第 10 項

及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第51条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項

中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第53条第1項中「法第343条第1項の所有者及び同条第4項又は第5項により所有者とみなされる者をいう」を「質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする」に改め、同条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第6項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第10項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなし」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この項において同じ。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところに従い当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもって第1項の所有者とみなす。

第53条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなし」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、

固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 農地法（昭和27年法律第229号）第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項の規定により農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法（昭和22年法律第87号）第52条、相続税法（昭和25年法律第73号）第41条若しくは第48条の2、所得税法の一部を改正する法律（昭和26年法律第63号）による改正前の旧所得税法（昭和22年法律第27号）第57条の4、戦時補償特別措置法（昭和21年法律第38号）第23条若しくは財産税法（昭和21年法律第52号）第56条の規定により国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間はその使用者をもって、その後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間はその売渡しの相手方をもって、それぞれ第1項の所有者とみなす。

第67条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第67条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第68条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第89条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に換算するものとする。

第89条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第128条第6項中「第53条第5項」を「第53条第8項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「及び第4項」を削り、「これらの」を「同項の」に、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該計算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「及び第4項」を削り、「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第7条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第9条の2中第25項を第27項とし、第24項を第26項とし、同項の前に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第9条の2中第23項を第24項とし、第17項から第22項までを1項ずつ繰り下げ、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

附則第16条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第16条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 宝塚市市税条例の一部を次のように改正する。

第89条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

(宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、第25条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、附則第9条の2第25項の改正規定中「附則第9条の2第25項」を「附則第9条の2第27項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宝塚市市税条例第89条第2項にただし書を加える改正規定及び同条4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中宝塚市市税条例第25条第1項第2号、第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の改正規定並びに附則第3条の2（同条第2項中「及び第4項」を削る部分を除く。）、第4条第1項（「及び第4項」を削る部分を除く。）、第16条第1項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項、第2項及び第5項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条及び附則第6条の規定 令和3年10月1日

(4) 第1条中宝塚市市税条例第20条、第20条の2、第24条第5項、第33条第2項及び第3項並びに第50条から第52条までの改正規定並びに附則第3条の2第2項（第2号に掲げる部分を除く。）及び第4条第1項（第2号に掲げる部分を

除く。) の改正規定並びに附則第3条第3項及び第4項の規定 令和4年4月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2(同条第2項中「及び第4項」を削る部分を除く。)及び第4条(同条第1項中「及び第4項」を削る部分を除く。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第25条第1項、第35条の2及び第37条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号、以下この項において「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である宝塚市市税条例第24条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(この項及び次項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。この項及び次項において「旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。

4 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。この項において同じ。)(連

結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。) 分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第16条第1項及び第16条の2第3項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第53条第4項後段の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第53条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第67条の3の規定は、附則第1条本文に規定する施行の日以後に、新条例第67条の3に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 4 新条例附則第9条の2第17項の規定は、令和2年4月1日以後に新たに取得した地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。) 附則第15条第30項第2号ハに規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第9条の2第25項の規定は、令和2年4月1日以後に指定された新法附則第15条第47項に規定する浸水被害軽減地区内の土地に対して課する令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案56号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第1条による改正関係)

※この新旧対照表中第25条の規定に係る部分については、宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に、宝塚市市税条例及び宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年条例第24号)及び第3条による改正後の宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第1号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第52条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条の4第1項(第49条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第52条の7、第62条、第77条の7第1項、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第136条第1項又は第141条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 第50条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (6) 第50条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間(年当たりの割合の基礎となる日数)	(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第52条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条の4第1項(第49条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第52条の7、第62条、第77条の7第1項、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第136条第1項又は第141条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には_____、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 第50条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (6) 第50条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条の2 前条、第43条第2項、第50条第5項、第51条第2項、第52条第1項及び第4項、第52条の12第2項、第65条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第136条第2項並びに第137条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第24条 (略)

2~4 (略)

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業

を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第33条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節(第50条第10項から第17項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第52条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫
(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

2 (略)

(均等割の税率)

第33条 (略)

2 第24条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

【別記1 参照】

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年

第20条の2 前条、第43条第2項、第50条第5項、第51条第2項、第52条第1項_____、第52条の12第2項、第65条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第136条第2項並びに第137条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(市民税の納税義務者等)

第24条 (略)

2~4 (略)

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第33条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号

において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなして、この節(第50条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(個人の市民税の非課税の範囲)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第52条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親
(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

2 (略)

(均等割の税率)

第33条 (略)

2 第24条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

【別記1 参照】

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期

度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(所得控除)

第35条の2 所得割の納稅義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納稅義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に

間又は同項第3号

の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

(所得控除)

第35条の2 所得割の納稅義務者が、法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合においては、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納稅義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、別に定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るもの)を除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に

規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2~9 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第50条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより控除すべき額を、前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより控除すべき額を、第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13の規定するところにより

規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第25条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)並びに市民税の課税免除者として規則で定める者については、この限りでない。

2~9 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第50条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、その申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより控除すべき額を、前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより控除すべき額を、第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13の規定するところにより

控除すべき額を、第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して、当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出

控除すべき額を、第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

- 5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。
- 6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して、当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において当該申告書がその提出期限前に提出されたときは当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出

されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同

されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

8 (略)

じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別
帰属法人税額を課税標準として算定した法
人税割額及びこれと併せて納付すべき均等
割額については、当該連結法人税額につい
て法人税法第81条の24第1項の規定の適用
がないものとみなして、第19条の2の規定を
適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人
である内国法人は、第1項の規定により、納
税申告書により行うこととされている法人
の市民税の申告については、同項の規定に
かかわらず、同条第42項及び施行規則で定
めるところにより、納税申告書に記載すべ
きものとされている事項(次項及び第12項
において「申告書記載事項」という。)を、
法第762条第1号に規定する地方税関係手続
用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第7
61条に規定する地方税共同機構(第12項に
おいて「機構」という。)を経由して行う方
法により市長に提供することにより、行わ
なければならない。

11 (略)

12 第10項の規定により行われた同項の申告
は、申告書記載事項が法第762条第1号の機
構の使用に係る電子計算機(入出力装置を
含む。)に備えられたファイルへの記録がさ
れた時に市長に到達したものとみなす。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故
障、災害その他の理由により地方税関係手
続用電子情報処理組織を使用することが困
難であると認められる場合で、かつ、同項
の規定を適用しないで納税申告書を提出す
くことができると認められる場合において、
同項の規定を適用しないで納税申告書を提
出することについて市長の承認を受けたとき
は、市長が指定する期間内に行う同項の申
告については、前3項の規定は、適用し
ない。法人税法第75条の4第2項(同法第81
条の24の3第2項において準用する場合を含
む。)の申請書を同項に規定する納税地の所
轄税務署長に提出した第10項の内国法人
が、当該税務署長の承認を受け、又は当該
税務署長の却下の処分を受けていない旨を
記載した施行規則で定める書類を、納税申
告書の提出期限の前日までに、又は納税申
告書に添付して当該提出期限までに、市長
に提出した場合における当該税務署長が指

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人
である内国法人は、第1項の規定により、納
税申告書により行うこととされている法人
の市民税の申告については、同項の規定に
かかわらず、同条第52項及び施行規則で定
めるところにより、納税申告書に記載すべ
きものとされている事項(次項及び第11項
において「申告書記載事項」という。)を、
法第762条第1号に規定する地方税関係手續
用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第7
61条に規定する地方税共同機構(第11項に
おいて「機構」という。)を経由して行う方
法により市長に提供することにより、行わ
なければならない。

10 (略)

11 第9項の規定により行われた同項の申告
は、申告書記載事項が法第762条第1号の機
構の使用に係る電子計算機(入出力装置を
含む。)に備えられたファイルへの記録がさ
れた時に市長に到達したものとみなす。

12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故
障、災害その他の理由により地方税関係手
続用電子情報処理組織を使用することが困
難であると認められる場合で、かつ、同項
の規定を適用しないで納税申告書を提出す
くことができると認められる場合において、
同項の規定を適用しないで納税申告書を提
出することについて市長の承認を受けたとき
は、市長が指定する期間内に行う同項の申
告については、前3項の規定は、適用し
ない。法人税法第75条の5第2項(同法第81
条の24の3第2項において準用する場合を含
む。)の申請書を同項に規定する納税地の所
轄税務署長に提出した第9項の内国法人
が、当該税務署長の承認を受け、又は当該
税務署長の却下の処分を受けていない旨を
記載した施行規則で定める書類を、納税申
告書の提出期限の前日までに、又は納税申
告書に添付して当該提出期限までに、市長
に提出した場合における当該税務署長が指

定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 (略)

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税の不足税額の納付手続)

第51条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項

定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

13 (略)

14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項

の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

(法人の市民税の不足税額の納付手続)

第51条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項

又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知した日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、偽りその他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと

による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知した日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- 4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2・3 (略)

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第50条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第51条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽りその他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあって

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2・3 (略)

は、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(固定資産税の納稅義務者等)

第53条 固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。)に対し、その所有者(法第343条第1項の所有者及び同条第4項又は第5項により所有者とみなされる者をいう)。以下固定資産税について同じ。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同じ。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登録されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

(固定資産税の納稅義務者等)

第53条 固定資産税は、固定資産(土地、家屋及び償却資産を総称する。以下固定資産税について同じ。)に対し、その所有者(質権又は100年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同じ。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。)とする。以下固定資産税について同じ。)として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登録されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、

その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

4 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによつて仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この

6 農地法(昭和27年法律第229号)第45条第1項若しくは農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項の規定により農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法(昭和22年法律第87号)第52条、相続税法(昭和25年法律第73号)第41条若しくは第48条の2、所得税法の一部を改正する法律(昭和26年法律第63号)による改正前の旧所得税法(昭和22年法律第27号)第57条の4、戦時補償特別措置法(昭和21年法律第38号)第23条若しくは財産税法(昭和21年法律第52号)第56条の規定により国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間はその使用者をもつて、その後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間はその売渡しの相手方をもつて、それぞれ第1項の所有者とみなす。

7 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業(農住組合法(昭和55年法律第86号)第8条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第7条第1項第1号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。)又は土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地(以下この

項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。

一。

- 5 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によって使

項において「仮換地等」と総称する。)の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(農住組合法第8条第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。)の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの(以下この項において「仮使用地」という。)がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあっては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあっては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

- 8 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第23条第1項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定により使

用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。

用する埋立地等にあっては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあっては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなすことができる。

9 信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号)により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この項において同じ。)が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところに従い当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該償却資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもって第1項の所有者とみなす。

6 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

10 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

(現所有者の申告)

第67条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名
又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿
又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充
課税台帳に登記又は登録がされている個人
人が死亡している場合における当該個人
の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収
に關し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第68条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第67条又は法第383条の規定によつて
申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(たばこ税の課税標準)

第89条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

表 (略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ

の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第87条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計

第68条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第67条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(たばこ税の課税標準)

第89条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に換算するものとする。

表 (略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第87条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計

重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5~10 (略)

(特別土地保有税の納稅義務者等)

第128条 (略)

2~5 (略)

6 第53条第5項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第128条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第20条、第43条第2項、第50条第5項、第51条第2項、第52条の12第2項、第65条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第136条第2項(第137条の7において準用する場合を含む。)及び第137条第2項(第137条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合

_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中_____

重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5~10 (略)

(特別土地保有税の納稅義務者等)

第128条 (略)

2~5 (略)

6 第53条第8項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるのは「第128条第1項の土地の所有者又は取得者」と、「同条第1項」とあるのは「同法第23条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第20条、第43条第2項、第50条第5項、第51条第2項、第52条の12第2項、第65条第2項、第93条第5項、第96条第2項、第136条第2項(第137条の7において準用する場合を含む。)及び第137条第2項(第137条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____

_____中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項_____に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場

においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1

合には、その年中においては、その年における当該計算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1

項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない事由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2~16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所

項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない事由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2~16 (略)

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号ハに規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。

18 (略)

19 (略)

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 (略)

24 (略)

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

26 (略)

27 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第16条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第26条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所

得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基準となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基準となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2・3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基準となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基準となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

【別記1】

(現行)

法人の区分	税率
<p>(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>	年額 60,000円

(改正案)

法人の区分	税率
<p>(1) 次に掲げる法人 ア～エ (略) オ 資本金等の額(法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。)を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びエに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。)で資本金等の額が1,000万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p>	年額 60,000円

宝塚市市税条例新旧対照表（第2条による改正関係）

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)を現行として作成しています。

現行	改正案
(たばこ税の課税標準) 第89条 (略) 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が <u>0.7グラム</u> 未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの <u>0.7本</u> に換算するものとする。 3~10 (略)	(たばこ税の課税標準) 第89条 (略) 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が <u>1グラム</u> 未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの <u>1本</u> に換算するものとする。 3~10 (略)

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第1号)新旧対照表(第3条による改正関係)
※この新旧対照表中第25条に係る部分については、宝塚市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年条例第1号)が宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)に溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
(個人の市民税の非課税の範囲)	(個人の市民税の非課税の範囲)
第25条 次の各号のいずれかに該当する者に 対しては、市民税(第2号に該当する者にあ っては、第52条の2の規定により課する所得 割(以下「分離課税に係る所得割」という。) を除く。)を課さない。ただし、法の施行地 に住所を有しない者については、この限り でない。 (1) (略) (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は單 身児童扶養者(これらの者の前年の合計所 得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 (略) 附 則 (施行期日)	第25条 次の各号のいずれかに該当する者に 対しては、市民税(第2号に該当する者にあ っては、第52条の2の規定により課する所得 割(以下「分離課税に係る所得割」という。) を除く。)を課さない。ただし、法の施行地 に住所を有しない者については、この限り でない。 (1) (略) (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 _____ (これらの者の前年の合計所 得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 (略) 附 則 (施行期日)
第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。 (1)・(2) (略) <u>(3) 第2条中宝塚市市税条例第25条の改正 規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1 日</u> (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除 く。)及び附則第5条の規定 令和3年4月1 日 第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による 改正後の宝塚市市税条例第25条第1項(第2 号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年 度以後の年度分の個人の市民税について適 用し、令和2年度までの年度分の個人の市民 税については、なお従前の例による。	第1条 この条例は、公布の日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 号に定める日から施行する。 (1)・(2) (略) <u>(3) 削除</u> <u>(4) 第2条 _____ 及び附則第5条の規定 令和3年4月1 日</u> <u>第3条 削除</u>

宝塚市市税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)新旧対照表（第4条による改正関係）
※この新旧対照表については、宝塚市市税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)が第1条の規定による改正後の宝塚市市税条例に溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 9条の2 (略) 2~26 (略) 27 法<u>附則第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 9条の2 (略) 2~26 (略) 27 法<u>附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p>

議案第 57 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年（2020 年）5 月 25 日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例

宝塚市都市計画税条例（昭和 33 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「若しくは第 48 項」を「、第 47 項若しくは第 48 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 9 項から第 11 項まで」を「附則第 10 項から第 12 項まで」に、「附則第 11 項」を「附則第 12 項」に、「附則第 12 項から第 14 項まで」を「附則第 13 項から第 15 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項の前の見出しを削り、同項を附則第 16 項とし、同項の前に見出しがして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納稅義務の免除等）」を付する。

附則第 14 項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項の前の見出しを削り、同項を附則第 13 項とし、同項の前に見出しがして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 11 項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項を附則第 8 項とする。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しつとして「(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第5項を附則第6項とする。

附則第4項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第47項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第5項の規定は、令和2年4月1日以後に指定された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第47項に規定する浸水被害軽減地区内の土地に対して課する令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第号）の施行の日の前日までの間における改正後の附則第18項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

(宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「施行の日から」の次に「宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第号）の施行の日又は」を、「前日」の次に「のいずれか早い日」を加える。

5 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の規定中「附則第17項」を「附則第18項」に改める。

議案第57号

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市計画税条例(昭和33年条例第1号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
附 則	附 則
(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	<u>(法附則第15条第47項の条例で定める割合)</u>
5 (略) <u>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u>	5 <u>法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</u> (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
6 (略)	6 (略) <u>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u>
7 (略)	7 (略)
8 <u>附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u>	8 <u>附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</u>
9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</u>	10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</u>

- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)
- 12 (略)
(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)
- 13 (略)
14 (略)
15 (略)
(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
- 16 (略)
17 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
- 18 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44

項まで若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

18 (略)

項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

19 (略)

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第13号)新旧対照表(附則第4項による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>3 この条例の施行の日から_____</p> <p>_____都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第____号)の施行の日の前日_____</p> <p>_____までの間における改正後の附則第17項の規定の適用については、同項中「、第42項から第44項まで若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第42項から第44項まで」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>3 この条例の施行の日から<u>宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第____号)</u>の施行の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第____号)の施行の日の前日<u>のいずれか早い日</u>までの間における改正後の附則第17項の規定の適用については、同項中「、第42項から第44項まで若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第42項から第44項まで」とする。</p>

宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第17号)新旧対照表(附則第5項による改正関係)

※この新旧対照表については、宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第17号)が本則の規定による改正後の宝塚市都市計画税条例に溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>

議案第 58 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する
ものとする。

令和 2 年（2020 年）5 月 25 日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次
のように改正する。

附則第 2 項の見出し中「及び期末手当基礎額」を削り、同項中「平成 28 年 4 月 1 日
から平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」に改め、
「及び第 3 条第 5 項」及び「、第 3 条第 5 項中「100 分の 20」とあるのは「100
分の 10」と、「100 分の 25」とあるのは「100 分の 12.5」と」を削る。

(宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和 44 年条例第 20 号）の一
部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 6 月 1
日から令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

(宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例（平成 17 年条例第 21 号）の一部を
次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 6 月 1
日から令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第21号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>(職員の給料月額及び期末手当基礎額の特例)</p> <p>2 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、第2条及び第3条第5項の規定の適用については、第2条第1号中「978,000円」とあるのは「880,200円」と、同条第2号中「795,800円」とあるのは「740,000円」と、同条第3号中「682,000円」とあるのは「647,900円」と、第3条第5項中「100分の20」とあるのは「100分の10」と、「100分の25」とあるのは「100分の12.5」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(職員の給料月額_____の特例)</p> <p>2 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に限り、第2条_____の規定の適用については、第2条第1号中「978,000円」とあるのは「880,200円」と、同条第2号中「795,800円」とあるのは「740,000円」と、同条第3号中「682,000円」とあるのは「647,900円」と_____する。</p>

宝塚市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和44年条例第20号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、<u>平成28年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間に限り、同条中「682,000円」とあるのは「647,900円」とする。</p>	<p>附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、<u>令和2年6月1日から令和3年3月31日</u>までの間に限り、同条中「682,000円」とあるのは「647,900円」とする。</p>

宝塚市病院事業管理者の給与に関する条例(平成17年条例第21号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、<u>平成28年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間に限り、同条中「682,000円」とあるのは「647,900円」とする。</p>	<p>附 則 (管理者の給料月額の特例)</p> <p>2 第2条の規定の適用については、<u>令和2年6月1日から令和3年3月31日</u>までの間に限り、同条中「682,000円」とあるのは「647,900円」とする。</p>

議案第 59 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するも
のとする。

令和 2 年（2020 年）5 月 25 日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 35 年条例第 16 号）の一部を次のように
改正する。

附則を附則第 1 条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 条
を加える。

（新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例）

第 2 条 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2
年政令第 11 号）第 2 条に規定する期間に、新型コロナウイルス感染症（同令第 1 条に
規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。）の患者を受け
入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が定める場所において、
新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措
置に係る作業であつて市長が定めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。この
場合において、第 5 条第 2 項及び別表（3）の項の規定は、適用しない。

2 前項に規定する作業に従事した場合における防疫手当の額は、当該作業に従事した日
1 日につき、3,000 円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある
者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれ
らに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円）とする。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 2 条の規定は、令和 2 年 2 月 1 日
(以下「適用日」という。) から適用する。

（特殊勤務手当の内扱）

2 改正後の宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき、適用日からこの条例の施行の日までの間に支払われた特殊勤務手当は、改正後の宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内扱とみなす。

議案第59号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p>	<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条</u> この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。 <u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫手当の特例)</u></p> <p><u>第2条</u> 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)</u>第2条に規定する期間に、<u>新型コロナウイルス感染症(同令第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この条において同じ。)</u>の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準ずる場所として市長が定める場所において、<u>新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。この場合において、第5条第2項及び別表(3)の項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する作業に従事した場合における防疫手当の額は、当該作業に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれらに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u></p>

議案第60号

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年（2020年）5月25日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(宝塚市延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 宝塚市延滞金徴収条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(宝塚市介護保険条例の一部改正)

第2条 宝塚市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(宝塚市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、

「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(宝塚市水道事業分担金条例の一部改正)

第4条 宝塚市水道事業分担金条例（昭和45年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第5条 宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和48年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市延滞金徴収条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の宝塚市介護保険条例附則第3条の規定、第3条の規定による改正後の宝塚市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定、第4条の規定による改正後の宝塚市水道事業分担金条例附則第4項の規定及び第5条の規定による改正後の宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に對応する延滞金及び延納利息について適用し、同日前の期間に對応する延滞金及び延納利息については、なお従前の例による。

議案第60号

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

宝塚市延滞金徴収条例(昭和41年条例第24号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に 租税特別措置法(昭和32年法律第26 号)第93条第2項の規定により告示された割 合)に年1パーセントの割合を加算した割 合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合 には、その年<u>(以下この項において「特例 基準割合適用年」という。)</u>中において は、年14.5パーセントの割合にあっては當 該特例基準割合適用年における<u>特例基準割 合に 年7.25パーセントの割合を加算 した割合とし、年7.25パーセントの割合に あっては當該特例基準割合に に年1パ ーセントの割合を加算した割合(當該加算 した割合が年7.25パーセントの割合を超 える場合には、年7.25パーセントの割合)と する。</u></p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第2条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付 割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26 号)第93条第2項に規定する平均貸付割合を いう。)に年1パーセントの割合を加算した割 合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合 には、その年<u>中において は、年14.5パーセントの割合にあってはその年 における延滞金特例 基準割合に年7.25パーセントの割合を加算 した割合とし、年7.25パーセントの割合に あっては當該延滞金特例基準割合に年1パ ーセントの割合を加算した割合(當該加算 した割合が年7.25パーセントの割合を超 える場合には、年7.25パーセントの割合)と する。</u></p>

宝塚市介護保険条例(平成12年条例第12号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に<u>租税特別措置法</u>(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に<u>年7.3パーセント</u>の割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>特例基準割合</u>に<u>年1パーセント</u>の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合)</u>(<u>租税特別措置法</u>(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年_____における延滞金特例基準割合</u>に<u>年7.3パーセント</u>の割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に<u>年1パーセント</u>の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

宝塚市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第10号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(<u>以下この条において「特例基準割合適用年」という。</u>)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

宝塚市水道事業分担金条例(昭和45年条例第21号)新旧対照表(第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則 (延納利息及び延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条第3項に規定する延納利息の年7.25パーセントの割合並びに第5条の3第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>)中においては、年7.25パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とし、年14.5パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合</u>とする。</p>	<p>附 則 (延納利息及び延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第5条第3項に規定する延納利息の年7.25パーセントの割合並びに第5条の3第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年</u></p> <p><u>中においては、年7.25パーセントの割合にあってはその年</u></p> <p><u>における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とし、年14.5パーセントの割合にあっては<u>当該延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合</u>とする。</p>

宝塚市都市計画下水道事業受益者負担金条例(昭和48年条例第23号)新旧対照表(第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第18条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合</u>をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>)中においては、年14.5パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.25パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合に1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.25パーセントを超えるときは、年7.25パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第18条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合)をいう。</u>以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年_____における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては<u>当該延滞金特例基準割合に1パーセントの割合を加算した割合</u>(当該加算した割合が年7.25パーセントを超えるときは、年7.25パーセントの割合)とする。</p>

